

京都市告示第 302 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 22 年 11 月 26 日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

北区上賀茂岩ヶ垣内町，上賀茂西河原町，上賀茂津ノ国町，上賀茂東上之段町，西賀茂蟹ヶ坂町，西賀茂山ノ森町，西賀茂上庄田町及び西賀茂坊ノ後町の各一部

左京区一乗寺中ノ田町，下鴨南茶ノ木町，岩倉下在地町，岩倉花園町，岩倉三宅町，岩倉中町，岩倉忠在地町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町，山端大君町，修学院貝原町，上高野小野町，上高野深田町，上高野仲町及び静市野中町の各一部

山科区勸修寺御所内町，栗栖野狐塚，御陵別所町，小山一石畑，小山南溝町，上花山講田町，西野山桜ノ馬場町，西野山射庭ノ上町，西野山中鳥井町，西野山百々町，西野櫃川町，大宅中小路町，東野森野町，北花山市田町及び柳辻西潰の各一部

南区吉祥院西ノ庄西浦町，吉祥院大河原町，吉祥院嶋高町，吉祥院嶋野間詰町，久世殿城町，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽岩ノ本町，上鳥羽清井町，上鳥羽西浦町，上鳥羽町田，上鳥羽塔ノ森柴東町及び上鳥羽北中ノ坪町の各一部

右京区嵯峨観空寺岡崎町，嵯峨広沢西裏町，嵯峨大覚寺門前堂ノ前町，嵯峨野芝野町，西院六反田町，西京極佃田町，西京極北大入町，太秦野元町及び梅津南

広町の各一部

西京区下津林芝ノ宮町，下津林楠町，櫛原比恵田町，櫛原分田，牛ヶ瀬南ノ口町，牛ヶ背堂田町，桂河田町，桂久方町，桂清水町，山田猫塚町，山田畑田町，松室吾田神町，上桂今井町，上桂前川町，上桂北ノ口町，川島三重町，大原野上里南ノ町，大枝沓掛町及び大枝東長町の各一部

伏見区羽束師鴨川町，羽束師古川町，羽束師菱川町，横大路一本木，横大路下三栖宮ノ後，横大路下三栖里ノ内，横大路鋤ノ本，横大路菅本，横大路天王前，横大路東裏町，横大路畑中町，横大路畔ノ本，下鳥羽円面田町，下鳥羽柳長町，久我森の宮町，久我石原，久我本町，深草真宗院山町，深草大亀谷大山町，石田森南町，石田大山町，醍醐上端山町，竹田向代町川町，竹田三ツ杭町，竹田西桶ノ井町，竹田中川原町，竹田中内畑町，竹田藁屋町，中島樋ノ上町，桃山紅雪町，桃山町伊賀，桃山町大島，日野西川類，日野野色町，納所和泉屋及び淀樋爪町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)